

特定調達契約に係る競争入札における
入札心得

(趣旨)

第 1 条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定調達契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、特例政令、石川県財務規則（昭和 38 年規則第 67 号）。以下「財務規則」という。）又は石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年石川県規則第 79 号。以下「特例規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得（以下「心得」という。）の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第 2 条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第 112 条又は特例規則第 4 条の規定による公告において指定した期日までに令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であることを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（財務規則第 116 条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を契約担当者の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、契約担当者の審査を受け、その面前において、これを封かんのうえ、氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

(入札説明書)

第 4 条 入札参加者は、入札公告、入札説明書、契約書案、この心得、図面及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。ただし、入札説明書等に疑義があるときは、石川県が指定する日時までに関係職員の説明を求めることができる。

なお、一般競争入札では、入札公告において、質問書の受付期間及び方法を定めるものとする。

(入札の方法)

第 5 条 入札者は、入札書を持参又は郵便により提出しなければならない。

(持参による入札)

第 6 条 入札書は、石川県が別に定める書式により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名・押印し、封かんのうえ入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。

2 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、撤回又は辞退の申立てはすることができない。

3 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。

4 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

5 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

7 入札者以外の入札室への立ち入りは、別に定める者を除き、禁止する。
（郵便による入札）

第 7 条 郵便により入札を行う場合は、契約担当者あての親展の書留郵便で提出しなければならない。この場合においては、二重封筒とし、所要事項を明記し、記名押印した入札書の中封筒に入れ、封かんしたうえ、入札者の氏名、工事名及び開札日時を明記し、表封筒には入札書在中の旨を記載しなければならない。

2 前項の入札書は、入札日の前日（公告、公示又は指名通知書に日時が示されている場合には、当該日時）までに到達しないものは無効とする。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を代理人に持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、令第 167 条の 4 の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

（条件付き入札）

第 8 条 特例規則第 7 条第 1 項に規定する競争入札に係る資格審査の申請を行った者は、当該工事の入札に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は当該工事の入札に指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は無効とする。

（入札の辞退）

第 9 条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 10 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第 11 条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがある。

（無効の入札）

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札書

(2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の添付のない入札又は当該納付額が不足する入札書

(3) 財務規則第 117 条第 1 号により入札保証保険契約を締結し入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険証券の入札金額を超える入札書

- (4) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札書
- (5) 同一人の同一事項に対する 2 通以上の入札書
- (6) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は 2 人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札書
- (7) 必要な記載事項を確認できない入札書
- (8) 明らかに連合によると認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (10) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けたものは除く。）のした入札書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書（開札）

第 13 条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

（落札者の決定）

第 14 条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札等）

第 15 条 開札をなした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便により入札した者がある場合には、契約担当者が指定する日において再度の入札を行う。

2 第 10 条の規定により入札が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

（契約保証金等）

第 16 条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則第 135 条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。この場合において、「入札保証金」を「契約保証金」に、「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に読み替えるものとする。

3 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を保証金納付書により石川県指定金融機関に振込み、保証金領収書の交付を受け、これを会計管理者に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。

4 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、担保納付書を添えて会計管理者に

提出し、保管証書の交付を受けなければならない。

- 5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が、銀行等の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札保証金の振替）

- 第17条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。（契約書等の提出）

- 第18条 落札者は、知事が落札者に落札決定の通知をした日から起算して5日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日があるときは、その日を加算した期間。）に契約書（契約金額が100万円以下の場合は、請書とする。以下同じ。）の案を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5億円以上の工事又は製造の請負で契約担当者が指定するものについては、仮契約書の案を提出し、仮契約を締結するものとする。

- 2 前項ただし書の場合については、県議会の議決又は知事の専決があったときに本契約となるものとする。

- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

（異議の申立）

- 第19条 入札をした者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由とし異議を申し立てることはできない。